

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年8月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年8月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年7月29日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 志布志店

志布志市志布志町志布志字小堀464番地1 外7筆

### 2 変更事項

#### (1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物北側 20台

イ 変更後 建物北東側 20台

#### (2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物南西側 137.70㎡

イ 変更後 建物西南側 137.70㎡

#### (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物南西側 21.59㎡

イ 変更後 建物西南側 21.59㎡

#### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前8時～午後3時

イ 変更後 午前7時～午後10時

### 3 変更年月日

(1) 2の(1)～(3) 令和7年3月13日

(2) 2の(4) 令和6年7月13日

### 4 届出年月日

令和6年7月12日